

社会福祉法人 幸樹会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸樹会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の係る職務の執行に対する報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 報酬とは、この法人に対する職務執行の対価として支給されるものであり、その地位のみにおいて支給されるものではない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費を言い、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に対し報酬を支給する。

但し、職員兼務の役員等については、役員としての報酬は支給しない。

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席もしくは、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) 役員等の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(報酬の額)

第4条 当法人役員等に対する報酬総額は年間 30 万円以内とする、またその報酬は、前条第2項各号に定める職務について、別表1の通り支給する。

(費用の支給額及び支給方法)

第5条 第3条2項各号に規定する職務に係る費用弁償の額は次のとおりとする。

当該1回につき交通費の支給額は別表2「理事会・評議員会及び監事会への出席の交通費」

に定める金額とする。

(報酬及び費用の支給方法)

第6条 前条までの報酬及び費用については、その職務の執行の都度支給するものとする。但し、第3条2項(4)及び(5)に掲げる費用については、当該役員又は評議員の旅費請求書及びその他の費用の請求書の提出後速やかに支給するものとする。

(適用除外)

第7条 この法人の職員である理事については、前条までの報酬の支給は行わず、社会福祉法人幸樹会旅費規程によるものとする。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

役員報酬
日額 5,568 円

※但し、本人に支給する金額は、法令の定めるところによる控除すべき金額(568円)を控除した金額(5000円)を支給するものとする。

別表2

理事会・評議員会及び監事会への出席の交通費
実費